

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 （略）</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 計画的で周到的地震・津波災害予防対策</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、<u>災害時要援護者</u>支援等により防災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 県民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化について計画的に整備する。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市町村</p> <table border="1" data-bbox="188 1246 981 1369"> <tr> <td colspan="2">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>1～16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td><u>災害時要援護者</u>の避難支援に関すること</td> </tr> </table> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="188 1406 981 1449"> <tr> <td>機関等の名称</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> </table>	事務又は業務の大綱		1～16		17	<u>災害時要援護者</u> の避難支援に関すること	機関等の名称	事務又は業務の大綱	<p>(3) 日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、<u>要配慮者に対する防災上の措置</u>等により防災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p> <p>(1) 県民生活に密着する電力、<u>ガス</u>、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐震化について計画的に整備する。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1246 1886 1369"> <tr> <td colspan="2">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>1～16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td><u>要配慮者</u>の避難支援に関すること</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1093 1406 1886 1449"> <tr> <td>機関等の名称</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> </table>	事務又は業務の大綱		1～16		17	<u>要配慮者</u> の避難支援に関すること	機関等の名称	事務又は業務の大綱	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>例示の追加</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>
事務又は業務の大綱																		
1～16																		
17	<u>災害時要援護者</u> の避難支援に関すること																	
機関等の名称	事務又は業務の大綱																	
事務又は業務の大綱																		
1～16																		
17	<u>要配慮者</u> の避難支援に関すること																	
機関等の名称	事務又は業務の大綱																	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
(略)		(略)		事務事業の追加等に伴う修正
北陸財務局 富山財務事務所	1～4 (略) <u>(追加)</u>	北陸財務局 富山財務事務所	1～4 (略) <u>5 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関すること</u>	
(略)		(略)		
中部経済産業局	<u>1 生活必需品、復旧資材等災害関係物資の安定的供給の確保に関すること</u> <u>2 被災商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</u> <u>3 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること</u> 4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	中部経済産業局	<u>1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること	
中部近畿産業保安監督部	<u>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること</u> <u>2 鉦山における災害の防止及び応急対策に関すること</u>	中部近畿産業保安監督部	<u>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉦山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること</u>	
北陸地方整備局	1～12 (略) <u>(追加)</u>	北陸地方整備局	1～12 (略) <u>13 土砂災害緊急情報の発表等に関すること</u> <u>14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること</u>	
(略)		(略)		
(4) 指定公共機関				
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	名称変更に伴う修正
<u>日本郵政公社</u> 北陸支社	(略)	<u>日本郵便株式会社</u> 北陸支社	(略)	
(略)		(略)		事務内容の修正
<u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸</u>	(略)	<u>株式会社NTTドコモ北陸支社</u>	(略)	
日本赤十字社	1～2 (略)	日本赤十字社	1～2 (略)	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考	
富山県支部	3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあ っせん並びに連絡調整に関すること 4 (略)	富山県支部	3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに 連絡調整に関すること 4 (略)		
(略)		(略)			
(5) 自衛隊 (略) (6) 指定地方公共機関				名称変更に伴う修正	
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱		
鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道(株) 加越能鉄道(株)	(略)	鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道(株) 加越能バス(株)	(略)	名称変更に伴う修正	
ガス供給事業会社等 日本海ガス(株) 高岡ガス(株) <u>(社)</u> 日本コミュニティーガス協会北陸支部 <u>(社)</u> 富山県エール・ガス協会	(略)	ガス供給事業会社等 日本海ガス(株) 高岡ガス(株) <u>(一社)</u> 日本コミュニティーガス協会北陸支部 <u>(一社)</u> 富山県エール・ガス協会	(略)		
自動車運送事業会社 <u>(社)</u> 富山県トラック協会	(略)	自動車運送事業会社 <u>(一社)</u> 富山県トラック協会	(略)		
(略)		(略)			
<u>(社)</u> 富山県医師会 <u>(社)</u> 富山県看護協会 <u>(社)</u> 富山県薬剤師会 <u>(社)</u> 富山県歯科医師会	(略)	<u>(公社)</u> 富山県医師会 <u>(公社)</u> 富山県看護協会 <u>(公社)</u> 富山県薬剤師会 <u>(一社)</u> 富山県歯科医師会	(略)		
(略)		(略)			
第4節 社会構造の変化への対応 1～3 (略) 4 <u>災害時要援護者</u> の増加 高齢者 <u>(とりわけ一人暮らしの高齢者)</u> 、障害者、外国人等の <u>災害時要援護者</u> が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、 <u>災害時要援護者</u> に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。		第4節 社会構造の変化への対応 1～3 (略) 4 <u>要配慮者</u> の増加 高齢者、障害者、外国人等の <u>要配慮者</u> が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、 <u>要配慮者</u> に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。 5 (略)			災害法の改正に伴う修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																														
<p>5 (略)</p> <p>第5節 県内の活断層と地震 第1～第4 (略) 第5 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部） 《参考》その他本県に影響を及ぼす活断層</p> <table border="1" data-bbox="147 400 1025 596"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間 隔</th> <th>最新活動時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森本・富樫断層 帯</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ 0%～ 6%</td> <td>約2000年</td> <td>約2000年前 ～200年前</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 (略)</p> <p>第6節 本県における津波 (略)</p> <p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり 第1～第2 (略) 第3 建築物の耐震不燃化の促進 1～2 (略) 3 建築物の耐震化（県全部局） (1) 建築物の耐震性確保 ア 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保 県は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、警察署、被災者の収容施設となる公立学校、病院、防災拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、耐震性能の一層の確保に努め、県有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。 (略) イ～エ (略) (2) 耐震診断、耐震改修の促進 (中略) 県は、特定建築物の所有者が耐震診断の自己点検を促進するため</p>	活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間 隔	最新活動時 期	森本・富樫断層 帯	M7.2	ほぼ 0%～ 6%	約2000年	約2000年前 ～200年前	(略)					<p>《参考》その他本県に影響を及ぼす活断層</p> <table border="1" data-bbox="1048 400 1928 596"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間 隔</th> <th>最新活動時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森本・富樫断層 帯</td> <td>M7.2</td> <td>2%～8%</td> <td>1700年～ 2200年程度</td> <td>約2000年前 ～4世紀</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保 県は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、警察署、被災者の収容施設となる公立学校、病院、防災拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、新築、建替え又は改修時においては、耐震性能の一層の確保に努め、県有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。</p> <p>県は、特定建築物の所有者が耐震診断の自己点検を促進するための</p>	活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間 隔	最新活動時 期	森本・富樫断層 帯	M7.2	2%～8%	1700年～ 2200年程度	約2000年前 ～4世紀	(略)					<p>長期評価の改定に伴う修正</p> <p>防災拠点施設の耐震改修を図る趣旨を明確化</p>
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間 隔	最新活動時 期																												
森本・富樫断層 帯	M7.2	ほぼ 0%～ 6%	約2000年	約2000年前 ～200年前																												
(略)																																
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間 隔	最新活動時 期																												
森本・富樫断層 帯	M7.2	2%～8%	1700年～ 2200年程度	約2000年前 ～4世紀																												
(略)																																

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>のパンフレット等を活用するとともに、耐震診断技術者の養成を進め、耐震診断に関する相談窓口を、<u>(社)</u> 富山県建築士事務所協会等の協力を得て開設する。</p> <p>(3) 耐震性向上の支援措置</p> <p>県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した耐震改修促進計画に基づき、下記による各支援措置を実施する。また、<u>(社)</u> 富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努める。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化</p> <p>第1 公共土木施設等の耐震性等強化</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 土砂災害の防止（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「土砂災害防止法」の推進</p> <p>土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>パンフレット等を活用するとともに、耐震診断技術者の養成を進め、耐震診断に関する相談窓口を、<u>(一社)</u> 富山県建築士事務所協会等の協力を得て開設する。</p> <p>県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した耐震改修促進計画に基づき、下記による各支援措置を実施する。また、<u>(一社)</u> 富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努める。</p> <p>土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。</p> <p><u>国及び県は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知し、及び一般に周知できる体制を整備する。</u></p> <p><u>市町村は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。</u></p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>土砂災害防止法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専用通信</p> <p>専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、<u>道路公団</u>さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第3節 津波に強い県土づくり</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定 (中略)</p> <p>国、県及び市町村は、行政関連施設、<u>災害時要援護者</u>に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性の良い低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</p> <p>市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、<u>避難場所</u>及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街又は<u>主として防災上の配慮を要する者が利用する</u>社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の<u>主として防災上の配慮を要する者が利用する</u>社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅</p>	<p>専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、<u>中日本高速道路株式会社</u>さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。</p> <p>国、県及び市町村は、行政関連施設、<u>要配慮者</u>に関わる<u>社会福祉施設</u>等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性の良い低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</p> <p>市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、<u>指定緊急避難場所、指定避難所</u>及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街又は<u>要配慮者に関わる</u>社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の<u>要配慮者に関わる</u>社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られる</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、<u>避難場所</u>及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 避難関連施設の整備</p> <p>(1) <u>避難場所</u>の整備</p> <p>県及び市町村は、<u>避難場所</u>の整備にあたり、津波シミュレーション調査の結果や富山県の津波の特徴を踏まえ、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、専ら避難生活を送る場所として整備された<u>避難場所</u>を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>市町村等は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を<u>避難場所</u>として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に<u>避難場所</u>が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。</p> <p>また、緊急避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となることが多いことから、県、市町村、関係機関間であらかじめ、住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等の作成に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p>	<p>よう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、<u>指定緊急避難場所</u>、<u>指定避難所</u>及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 避難関連施設の整備</p> <p>(1) <u>緊急避難場所</u>及び<u>避難所</u>の整備</p> <p>県及び市町村は、<u>緊急避難場所</u>の整備にあたり、津波シミュレーション調査の結果や富山県の津波の特徴を踏まえ、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、専ら避難生活を送る場所として整備された<u>避難所</u>を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>市町村等は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を<u>指定緊急避難場所</u>として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に<u>緊急避難場所</u>が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。</p> <p>また、緊急避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となることが多いことから、県、市町村、関係機関間であらかじめ、住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等の作成に努めるものとする。</p>	<p>同上</p> <p>富山県広域消防防災センターの設置に伴</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p><u>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設を整備する。</u></p> <p>また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p>1 富山県広域消防防災センター（県知事政策局）</p> <p><u>県は、大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する防災拠点施設を整備する。</u></p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）</p> <p>市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに<u>県の整備する防災拠点施設</u>に準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 通信連絡体制の整備</p> <p>1 （略）</p>	<p><u>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設を整備、充実に努める。</u></p> <p>また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p><u>県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。</u></p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）</p> <p>市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに<u>富山県広域消防防災センター</u>に準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。</p>	<p>う修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 通信連絡手段（全防災関係機関）</p> <p>通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。</p> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入電話 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災行政無線（対象：県、市町村、消防本部等） 防災相互無線（466.775MHz）（対象：市町村） 防災相互無線（158.35MHz）（対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等） 携帯電話、自動車電話 <p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実</p>	<p style="color: red;">「衛星移動車」 → 「可搬型衛星地球局」</p>	<p>機材の更新による修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p style="text-align: center;">富山県総合防災情報システム</p> <p style="text-align: center;">富山県震度情報ネットワーク</p> <p>4 (略) 第4～第5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">修正案（変更部分のみ記載）</p> <p>「消防本部 <u>(12)</u>」 → 「消防本部 <u>(8)</u>」</p> <p>「土砂災害危険情報、雪情報」 → 「雪情報」 「(河川・土砂災害・雪情報システム)」 → 「(河川・雪情報システム)」</p> <p>「土砂災害警戒情報支援システム (砂防課)」を追加</p> <p>「消防本部 <u>(12)</u>」 → 「消防本部 <u>(8)</u>」</p>	<p>消防の広域化に伴う修正</p> <p>システム改修に伴う修正</p> <p>消防の広域化に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第6 航空防災体制の強化</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 離着陸場の確保・整備 ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。</p> <p>ア <u>避難場所</u>及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備</p> <p>イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備</p> <p>ウ 交通遠隔地や震災時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用 ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。</p> <p>第7 相互応援体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>(社)</u>プレハブ建築協会との協定 県と<u>(社)</u>プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。</p> <p>キ <u>(社)</u>富山県警備業協会との協定 県と<u>(社)</u>富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災害</p>	<p>ア <u>緊急避難場所、避難所</u>及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備</p> <p>ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信<u>等</u>を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。</p> <p>カ <u>(一社)</u>プレハブ建築協会との協定 県と<u>(一社)</u>プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。</p> <p>キ <u>(一社)</u>富山県警備業協会との協定 県と<u>(一社)</u>富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災</p>	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>伝送方法の複合化に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。</p> <p>ク <u>(社)</u> 富山県医師会との協定 県と<u>(社)</u> 富山県医師会とは、平成 12 年 4 月 1 日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(社) 富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。</p> <p>ケ <u>(社)</u> 富山県建設業協会等との協定 県と<u>(社)</u> 富山県建設業協会とは、平成 13 年 8 月 31 日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の県が管理する公共土木施設の応急対策業務の実施について取り決めている。 更に、県と<u>(社)</u> 富山県建設業協会、富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成 19 年 3 月 29 日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。</p> <p>コ (略)</p> <p>サ <u>(社)</u> 日本自動車連盟中部本部富山支部との協定 県と<u>(社)</u> 日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成 17 年 6 月 3 日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。</p> <p>シ <u>(社)</u> 富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定 県と<u>(社)</u> 富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成 17 年 6 月 8 日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。</p> <p>ス (略)</p> <p>セ <u>(社)</u> 富山県産業廃棄物協会との協定 県と<u>(社)</u> 富山県産業廃棄物協会とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害</p>	<p>害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。</p> <p>ク <u>(公社)</u> 富山県医師会との協定 県と<u>(公社)</u> 富山県医師会とは、平成 12 年 4 月 1 日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(社) 富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。</p> <p>ケ <u>(一社)</u> 富山県建設業協会等との協定 県と<u>(一社)</u> 富山県建設業協会とは、平成 13 年 8 月 31 日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の県が管理する公共土木施設の応急対策業務の実施について取り決めている。 更に、県と<u>(一社)</u> 富山県建設業協会、<u>(一社)</u> 富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成 19 年 3 月 29 日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。</p> <p>コ (略)</p> <p>サ <u>(一社)</u> 日本自動車連盟中部本部富山支部との協定 県と<u>(一社)</u> 日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成 17 年 6 月 3 日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。</p> <p>シ <u>(一社)</u> 富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定 県と<u>(一社)</u> 富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成 17 年 6 月 8 日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。</p> <p>ス (略)</p> <p>セ <u>(一社)</u> 富山県産業廃棄物協会との協定 県と<u>(一社)</u> 富山県産業廃棄物協会とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における</p>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>廃棄物の処理等について取り決めている。</p> <p>ソ <u>(社)</u> 富山県構造物解体協会との協定 県と <u>(社)</u> 富山県構造物解体協会とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。</p> <p>タ～チ (略)</p> <p>ツ <u>(社)</u> 建設コンサルタンツ協会北陸支部、<u>(社)</u> 富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定 県と <u>(社)</u> 建設コンサルタンツ協会北陸支部、<u>(社)</u> 富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成 19 年 4 月 12 日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</p> <p>テ <u>(社)</u> 斜面防災対策技術協会富山県支部、<u>(社)</u> 富山県緑化造園土木協会との協定 県と <u>(社)</u> 斜面防災対策技術協会富山県支部及び <u>(社)</u> 富山県緑化造園土木協会とは、平成 20 年 3 月 21 日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ <u>(社)</u> 富山県宅地建物取引業協会との協定 県と <u>(社)</u> 富山県宅地建物取引業協会とは、平成 20 年 8 月 8 日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。</p> <p>ニ <u>(社)</u> 日本フランチャイズチェーン協会加盟 10 社との協定 県と <u>(社)</u> 日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壱番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における帰宅困難者支援に</p>	<p>災害廃棄物の処理等について取り決めている。</p> <p>ソ <u>(一社)</u> 富山県構造物解体協会との協定 県と <u>(一社)</u> 富山県構造物解体協会とは、平成 17 年 9 月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。</p> <p>タ～チ (略)</p> <p>ツ <u>(一社)</u> 建設コンサルタンツ協会北陸支部、<u>(一社)</u> 富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定 県と <u>(一社)</u> 建設コンサルタンツ協会北陸支部、<u>(一社)</u> 富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成 19 年 4 月 12 日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</p> <p>テ <u>(一社)</u> 斜面防災対策技術協会富山県支部、<u>(一社)</u> 富山県緑化造園土木協会との協定 県と <u>(一社)</u> 斜面防災対策技術協会富山県支部及び <u>(社)</u> 富山県緑化造園土木協会とは、平成 20 年 3 月 21 日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ <u>(公社)</u> 富山県宅地建物取引業協会との協定 県と <u>(公社)</u> 富山県宅地建物取引業協会とは、平成 20 年 8 月 8 日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。</p> <p>ニ <u>(一社)</u> 日本フランチャイズチェーン協会加盟 10 社との協定 県と <u>(一社)</u> 日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壱番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における帰宅困難者支援に</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</p> <p>ヌ～ネ （略）</p> <p>(2) 防災機関間の相互協力</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ ガス会社間の相互協力</p> <p><u>(社)</u>日本ガス協会及び<u>(社)</u>日本コミュニティーガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</p> <p>一方、<u>(社)</u>富山県エルピーガス協会は、全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給に関する協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。</p> <p>エ 水道事業者相互間の協力</p> <p>日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>(1) 救助体制の整備</p> <p>ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など<u>災害時要援護者</u>の被災状況の把握に努めるものとする。</p> <p>イ～カ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 常備消防の広域化（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 広域化の方向</p>	<p>に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</p> <p>ヌ～ネ （略）</p> <p>(2) 防災機関間の相互協力</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ ガス会社間の相互協力</p> <p><u>(一社)</u>日本ガス協会及び<u>(一社)</u>日本コミュニティーガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</p> <p>一方、<u>(一社)</u>富山県エルピーガス協会は、<u>県及び全市町村</u>と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、<u>北陸三県の協会</u>で「<u>北陸三県災害時相互応援協定</u>」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。</p> <p><u>(公社)</u>日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。</p> <p>ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦</u>、外国人など<u>要配慮者</u>の被災状況の把握に努めるものとする。</p>	<p>同上</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応は困難といえる。</p> <p>このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、<u>非常備村も含め</u>、常備消防の広域化を推進する。</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1～4 (略) 5 後方医療体制（県厚生部） (1) 災害拠点病院の整備 ア (略) イ 設置 (ア) 基幹災害<u>医療センター</u> 県立中央病院、富山大学附属病院 (イ) 地域災害<u>医療センター</u> 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院 砺波 砺波総合病院</p> <p>第3 <u>避難場所</u>・生活救援物資等の確保 市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ<u>避難場所の選定</u>を行うなど、住民の安全の確保に努める。 また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。 1 <u>避難場所</u>・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村） (1) <u>避難場所</u>の確保 ア <u>避難場所</u>の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により<u>避難場所</u>を指定しておくものとする。</p>	<p>このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、常備消防の広域化を推進する。</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1～4 (略) 5 後方医療体制（県厚生部） (1) 災害拠点病院の整備 ア (略) イ 設置 (ア) 基幹災害<u>拠点病院</u> 県立中央病院、富山大学附属病院 (イ) 地域災害<u>拠点病院</u> 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院 砺波 砺波総合病院</p> <p>第3 <u>緊急避難場所・避難所</u>・生活救援物資等の確保 市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ<u>指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</u>を行うなど、住民の安全の確保に努める。 また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。 1 <u>緊急避難場所・避難所</u>・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村） (1) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の確保 ア <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>なお、<u>避難場所</u>の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮しておくものとする。</p> <p><u><避難場所の設置基準></u></p> <p><u>(ア) 避難場所</u>としては、学校、体育館等が適当である。</p> <p><u>(イ) 避難場所</u>における避難民1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。</p> <p><u>(ウ) 要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。</u></p> <p><u>(エ) 大規模ながけくずれや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。</u></p> <p><u>(オ) 海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、住民にその徹底を図る。</u></p> <p><u>(カ) 避難施設については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。</u></p> <p>イ <u>避難場所</u>における施設、設備の整備</p> <p>市町村は、<u>避難場所</u>において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。</p> <p>(ア) <u>避難場所</u>又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。</p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の<u>災害時要援護者</u>にも</p>	<p>要に応じ、<u>災害対策基本法施行令の定める</u>基準により<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>を指定しておくものとする。<u>また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮しておくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ <u>指定避難所</u>における施設、設備の整備</p> <p>市町村は、<u>指定避難所</u>において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。</p> <p>(ア) <u>指定避難所</u>又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、<u>LPガス設備</u>等の整備に努める。</p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の<u>要配慮者</u>にも配慮し</p>	<p>備考</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p>ウ <u>避難場所（避難所）</u>における運営体制の整備</p> <p><u>避難所</u>においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保</p> <p>市町村は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、「避難生活を送るために避難する場所」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底することとする。</p> <p>(3) 避難道路の確保</p> <p><u>避難場所</u>への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。</p> <p>ア 避難道路の選定</p> <p><u>避難場所</u>を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。</p> <p>(ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと</p> <p>(イ) <u>避難場所</u>まで複数の道路を確保すること</p> <p>(ウ) 地下に危険な埋設物がないこと</p> <p>(エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること</p> <p>(オ) 落下物の危険性が少ないこと</p> <p>(カ) 自動車の交通量なるべく少ないこと</p>	<p>た避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p>ウ <u>指定避難所</u>における運営体制の整備</p> <p><u>指定避難所</u>においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保</p> <p>市町村は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（<u>緊急避難場所</u>）」と、「避難生活を送るために避難する場所（<u>避難所</u>）」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底することとする。</p> <p>(3) 避難道路の確保</p> <p><u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。</p> <p>ア 避難道路の選定</p> <p><u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。</p> <p>(ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと</p> <p>(イ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>まで複数の道路を確保すること</p> <p>(ウ) 地下に危険な埋設物がないこと</p> <p>(エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること</p> <p>(オ) 落下物の危険性が少ないこと</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>イ 避難標識の設置 避難者が<u>避難場所</u>に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。</p> <p>(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保 市町村長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な<u>避難場所</u>及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） 市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。</p> <p>とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。</p> <p>さらに、県及び市町村は、<u>災害時要援護者</u>等が津波からの避難後に</p>	<p>(カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと</p> <p>イ 避難標識の設置 避難者が<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。</p> <p>(4) 繁華街、観光地における避難所等の確保 市町村長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） 市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。</p> <p>とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、<u>市町村は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認等の必要な措置について定めるものとする。</u></p> <p>さらに、県及び市町村は、<u>要配慮者</u>等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難に関する広報</p> <p>市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所</u>や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果に基づいて、<u>避難地</u>、避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。</p> <p>市町村が津波ハザードマップを作成する際には、本県の津波の特徴を踏まえ、地形や道路など地域の特性を考慮したうえで、ワークショップの開催等住民の意見を汲み上げるようにする。</p> <p>(中略)</p> <p>富山県の津波の特徴を踏まえ、<u>避難場所</u>、避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。</p> <p>また、県と市町村は連携して、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波資機材整備に対し、支援するものとする。</p> <p>さらに、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。</p> <p>ア <u>避難場所</u>の広報</p> <p><u>避難場所</u>の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>(ア) <u>避難場所</u>の名称</p> <p>(イ) <u>避難場所</u>の所在位置</p> <p>(ウ) <u>避難場所</u>への経路</p> <p>(エ) その他必要な事項</p>	<p>(1) 避難に関する広報</p> <p>市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果に基づいて、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。</p> <p>市町村が津波ハザードマップを作成する際には、本県の津波の特徴を踏まえ、地形や道路など地域の特性を考慮したうえで、ワークショップの開催等住民の意見を汲み上げるようにする。</p> <p>(中略)</p> <p>富山県の津波の特徴を踏まえ、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。</p> <p>また、県と市町村は連携して、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波資機材整備に対し、支援するものとする。</p> <p>さらに、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。</p> <p>ア <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の広報</p> <p><u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>(ア) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の名称</p> <p>(イ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の所在位置</p> <p>(ウ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>への経路</p> <p>(エ) その他必要な事項</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<p>イ 避難のための知識の普及 市町村等は、避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、富山県の津波の特徴の説明、避難意識の高揚を図り、次の事項の普及に努める。</p> <p>(ア) 富山県の津波の特徴など津波に関する知識 (イ) 平常時における避難のための知識 (ウ) 避難時における知識 (エ) 避難収容後の心得</p> <p>また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。</p> <p>ただし、各地域において、津波到達時間、<u>避難場所</u>までの距離、<u>災害時要援護者</u>の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。</p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。</p> <p>ア 県で実施した津波シミュレーション調査結果や、富山県の津波の特徴を踏まえた避難計画の作成</p> <p>イ 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する</p> <p>ウ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者 エ <u>避難場所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む） オ <u>避難場所</u>への経路及び誘導方法 カ <u>避難所</u>開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>イ 避難のための知識の普及 市町村等は、避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、富山県の津波の特徴の説明、避難意識の高揚を図り、次の事項の普及に努める。</p> <p>(ア) 富山県の津波の特徴など津波に関する知識 (イ) 平常時における避難のための知識 (ウ) 避難時における知識 (エ) 避難収容後の心得</p> <p>また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。</p> <p>ただし、各地域において、津波到達時間、<u>指定緊急避難場所</u>までの距離、<u>要配慮者</u>の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。</p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。</p> <p>ア 県で実施した津波シミュレーション調査結果や、富山県の津波の特徴を踏まえた避難計画の作成</p> <p>イ 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する</p> <p>ウ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者 エ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む） オ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>への経路及び誘導方法 カ <u>指定避難所</u>開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>る。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) 生活必需品の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市町村は、炊出し用のプロパンガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、災害時要援護者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援</p> <p>(中略)</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、富山県大学連携協議会、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災</p>	<p>る。</p> <p>(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。</p> <p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアコーディネーター等の養成</p> <p>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災</p>	<p>字句の修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>ボランティアリーダーを含む</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>害ボランティアコーディネーターの養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災訓練への参加 県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第6節 防災行動力の向上 (中略)</p> <p>このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び災害時要援護者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>第1 防災意識の高揚 1 県民に対する防災知識の普及 (1) 普及の方法 ア～ウ (略)</p> <p>エ 富山県広域消防防災センター等による普及 災害を四季でとらえた体験型学習施設における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～ウ (略)</p> <p>エ 普段からの心がけ (ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護 (オ) 非常食料・飲料水の準備 (カ) 避難場所、避難路の確認 (キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p>	<p>害ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 防災訓練への参加 県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。</p> <p>このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及 災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>(カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認</p>	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>四季防災館の設置に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(ク) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 (ケ) 基本的な防災用資機材の操作方法の習熟 オ 地震・津波発生時の心得 (ア) ～ (ウ) (エ) 家族間の連絡方法 (NTT の伝言ダイヤル「171」、NTT ドコモの <u>i-mode 災害用伝言ダイヤル</u>等) キ (略) 2～6 (略) 第2 自主防災組織の強化 1～2 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第3 防災訓練の充実 震災時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、震災に備えておくことが必要である。 このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。 今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに<u>災害時要援護者</u>を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個</p>	<p>(エ) 家族間の連絡方法 (NTT の伝言ダイヤル「171」、NTT ドコモの <u>災害用伝言板</u>等)</p> <p>第2 自主防災組織の強化等</p> <p><u>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u> <u>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。</u> <u>また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p> <p>第3 防災訓練の充実 震災時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、震災に備えておくことが必要である。 このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。 今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに<u>要配慮者</u>を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練</p>	<p>サービス名の変更に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>別訓練を実施する。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 防災訓練における<u>災害時要援護者</u>への配慮 県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第4 <u>災害時要援護者</u>の安全確保 自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等<u>いわゆる災害時要援護者</u>を地震災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。</p> <p>1 在宅の<u>災害時要援護者</u>対策（県知事政策局、県厚生部、市町村） (1) <u>在宅の災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</u> ア <u>災害時要援護者</u>やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、県においては<u>災害時要援護者</u>支援ガイドラインを作成し、市町村においてはそのガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。 イ 市町村は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、個人情報保護に配慮しつつ、<u>災害時要援護者</u>に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、<u>避難所</u>や<u>避難路</u>の指定にあたっては、<u>災害時要援護者</u>の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの<u>災害時要援護者</u>に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。 ウ 市町村は、<u>災害時要援護者</u>の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>支援班の設置 市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として<u>災害時</u></p>	<p>を実施する。</p> <p>5 防災訓練における<u>要配慮者</u>への配慮 県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等<u>の要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>第4 <u>要配慮者</u>の安全確保 高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦</u>、外国人等<u>の要配慮者</u>を地震災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。</p> <p>1 <u>要配慮者</u>対策（県知事政策局、県厚生部、市町村） (1) <u>避難行動要支援者の支援</u> <u>ア 避難支援体制の整備</u> <u>避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。</u> <u>イ 避難行動要支援者名簿の作成</u> <u>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</u> <u>また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た</u></p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<p><u>要援護者</u>支援班を設け、<u>要援護者</u>の避難支援業務を実施する。</p> <p>支援班は、平常時においては、<u>要援護者</u>情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。</p> <p>(3) 自主防災組織の強化</p> <p>ア 自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする<u>災害時要援護者</u>のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</p> <p>イ 災害発生後、直ちに在宅の<u>災害時要援護者</u>の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。</p> <p>ウ 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の<u>災害時要援護者</u>の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。</p> <p>(4) 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>県及び市町村は、地震災害により居宅で生活することが困難な<u>寝たきり等の高齢者や障害者</u>の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。</p> <p>2 社会福祉施設等における<u>災害時要援護者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 防災応急計画の策定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること</p> <p>(<u>避難場所</u>、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等)</p>	<p><u>上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</u></p> <p>ウ 自主防災組織の強化</p> <p>(ア) 自主防災組織は、<u>市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し</u>、個人情報保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、<u>社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</u></p> <p>(イ) 災害発生後、直ちに<u>避難行動要支援者</u>の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。</p> <p>(ウ) 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の<u>避難行動要支援者</u>の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。</p> <p><u>(2) 要配慮者の支援</u></p> <p>ア 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>県及び市町村は、地震災害により居宅で生活することが困難な<u>要配慮者</u>の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。</p> <p><u>イ 在宅の要配慮者対策</u></p> <p><u>市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。</u></p> <p>2 社会福祉施設等における<u>要配慮者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 防災応急計画の策定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること</p> <p>(<u>緊急避難場所、避難所</u>、避難経路、避難誘導法、避難実施</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
<p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7節 調査研究 (略)</p>	<p>責任者等)</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>																									
<p>第3章 地震・津波災害応急対策</p>																										
<p>第1節 応急活動体制</p>																										
<p>第1 県の活動体制</p>																										
<p>1 職員の非常配備・参集（県知事政策局）</p>																										
<p>(1) 非常配備基準</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき ②県沿岸に津波警報(大津波)が発表されたとき ③知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	(略)			第2 非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき ②県沿岸に津波警報(大津波)が発表されたとき ③知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>①県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき ③県下に「地震」、「津波」特別警報が発表されたとき ④知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	(略)			第2 非常配備	①県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき ③県下に「地震」、「津波」特別警報が発表されたとき ④知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	(略)	(略)			<p>基準の見直し (特別警報) に伴う修正</p>
種別	配備基準	配備体制																								
(略)																										
第2 非常配備	①県の地域で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき ②県沿岸に津波警報(大津波)が発表されたとき ③知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	(略)																								
(略)																										
種別	配備基準	配備体制																								
(略)																										
第2 非常配備	①県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ②県沿岸に大津波警報が発表されたとき ③県下に「地震」、「津波」特別警報が発表されたとき ④知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	(略)																								
(略)																										
<p>(2)～(4) (略)</p>																										
<p>2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局）</p>																										
<p>(1) (略)</p>																										
<p>(2) 組織</p>																										
<p>ア 本部</p>																										
<p>(ア)～(エ)</p>																										
<p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p> <p>なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部</p>	<p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p> <p>なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部</p>																									

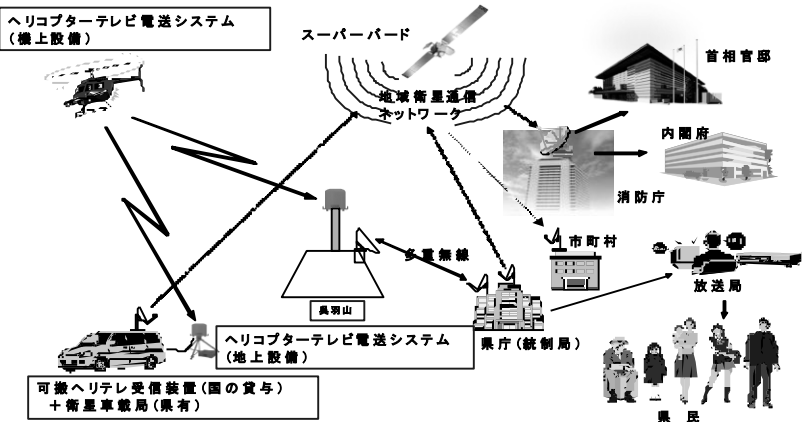
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>の災害医療対策チームと現地における<u>医療救護活動に係る関係機関</u>とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。</p> <p>イ（略） <県災害対策本部支部組織図> <u>（追加）</u></p> <p>（3）～（5）（略） （6）災害対策本部室 ア～イ（略） ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、航空班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。 <u>（追加）</u> （ア）各種情報の管理に関すること （イ）各部班の活動状況の把握に関すること （ウ）防災活動全般の調整に関すること （エ）本部員会議の運営に関すること （オ）避難者対策特別チームに関すること （カ）被災市町村支援チームに関すること （キ）災害医療対策チームに関すること （ク）その他本部長が指示した事項に関すること</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～2（略） 3 被害情報の収集・伝達系統</p>	<p>の災害医療対策チームと現地における<u>地域災害医療対策会議</u>とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。</p> <p><県災害対策本部支部組織図> <u>※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする。</u></p> <p><u>エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。</u></p>	<p>会議名称を表記</p> <p>注釈の追加</p> <p>項目の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p style="text-align: center;">震度5強以上を記録したとき (県に報告できないとき又は消防機関に119番通報が殺到した場合)</p> <p>4 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関） 県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。 (1) ～ (2) (略) (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>衛星通信用移動車</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>5 被害情報の収集活動 (1) ～ (2) (略) (3) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集</p>	<p>「県税事務所」 → 「<u>総合</u>県税事務所」</p> <p>(3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>可搬型衛星地球局</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>機材の更新に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																										
<p style="text-align: center;">富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</p>  <p>ヘリコプターテレビ電送システム（機上設備）</p> <p>スーパーバード</p> <p>地球衛星通信ネットワーク</p> <p>首相官邸</p> <p>内閣府</p> <p>消防庁</p> <p>市町村</p> <p>放送局</p> <p>県庁（統制局）</p> <p>県民</p> <p>ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）</p> <p>可搬ヘリテレ受信装置（国の貸与） + 衛星車載局（県有）</p> <p>6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）</p> <table border="1" data-bbox="174 782 1019 941"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考（室課名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> <td>生活環境文化部 環境衛生班</td> <td>環境保全課</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7～8 （略）</p> <p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動</p> <p>1 地震に関する情報</p> <p>(1) 地震動警報・予報（緊急地震速報）</p> <table border="1" data-bbox="174 1133 1019 1444"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動警報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表</td> <td>「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに</td> <td>「緊急地震速報（予報）」</td> </tr> </tbody> </table>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	（略）			ガス施設被害	生活環境文化部 環境衛生班	環境保全課	（略）			区分	内容	名称	地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに	「緊急地震速報（予報）」	<p>「可搬ヘリテレ受信装置（国の貸与）+ 衛星車載局（県有）」 → 「可搬ヘリテレ受信装置（国の貸与）+ 可搬型衛星地球局（県有）」</p> <table border="1" data-bbox="1075 782 1919 941"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考（室課名）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス施設被害</td> <td>生活環境文化部 環境保全班</td> <td>環境保全課</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 地震動の特別警報、警報及び予報（緊急地震速報）</p> <table border="1" data-bbox="1075 1133 1919 1444"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表</td> <td>「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> <td>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被害項目	担当部班	備考（室課名）	（略）			ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課	（略）			区分	内容	名称	地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	地震動警報	このうち、 震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置		<p>機材の更新に伴う修正</p> <p>字句修正</p>
被害項目	担当部班	備考（室課名）																																										
（略）																																												
ガス施設被害	生活環境文化部 環境衛生班	環境保全課																																										
（略）																																												
区分	内容	名称																																										
地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」																																										
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに	「緊急地震速報（予報）」																																										
被害項目	担当部班	備考（室課名）																																										
（略）																																												
ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課																																										
（略）																																												
区分	内容	名称																																										
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」																																										
地震動警報	このうち、 震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置																																											
		<p>特別警報の運用開始に伴う修正</p>																																										

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
発表		付ける。		
		地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」
(2) 地震情報		(2) 地震情報		基準の見直しに伴う修正
種類	内容	種類	内容	
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表	震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表	
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を追加	
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
その他	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	遠地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	
		その他	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	
		推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	
2 津波に関する情報 (1) 津波警報・注意報		(1) 津波警報・注意報		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案（変更部分のみ記載）				備 考
津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に津波警報又は津波注意報を発表				津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に <u>大津波警報</u> 、津波警報又は津波注意報を発表				特別警報の運用開始に伴う修正
種類		解説等		種類	発表基準	発表される津波の高さ		
<u>津波警報</u>	<u>大津波</u>	<u>高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</u>	<u>3m、4m、6m、8m、10m以上</u>	<u>大津波警報</u>	<u>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</u>	<u>数値での発表</u>	<u>巨大地震の場合の発表</u>	
	<u>津波</u>	<u>高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</u>	<u>1m、2m</u>			<u>10m超 (10m<予想高さ)</u>	<u>巨大</u>	
<u>津波注意報</u>		<u>高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</u>	<u>0.5m</u>			<u>10m (5m<予想高さ≤10m)</u>		
						<u>5m (3m<予想高さ≤5m)</u>		
				<u>津波警報</u>	<u>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</u>	<u>3m (1m<予想高さ≤3m)</u>	<u>高い</u>	
				<u>津波注意報</u>	<u>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</u>	<u>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</u>	<u>(表記しない)</u>	
(2) 津波情報								
区分	種類	内容		区分	種類	内容		
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表		津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表		
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。			各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。		
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合、その時刻や高さを発表します。			津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合、その時刻や高さを発表します。		
					<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿</u>		
								基準の見直しに伴う修正

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
<p>(3) 津波予報 (略)</p> <p>(4) 津波予報区 (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ）</p> <p>(1) 県防災行政無線</p> <p>震災時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用するとともに、<u>衛星移動車</u>による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。</p> <p>また、県は必要に応じ、<u>(財)</u>自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けや市町村等との間に直通回線（ホットライン）を設定する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第4 広報及び広聴活動</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報活動の内容</p> <p>ア 広域災害広報</p> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 地域災害広報</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、</p>		<p><u>岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。</u></p> <p>震災時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用するとともに、<u>可搬型衛星地球局</u>による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。</p> <p>また、県は必要に応じ、<u>(一財)</u>自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けや市町村等との間に直通回線（ホットライン）を設定する。</p> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。<u>また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため公共情報コモンズの活用を検討する。</u></p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM</p>	<p>機材の更新に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>広報媒体への迅速な伝達手法の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>臨時FM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 発災直後の広報</p> <p> a～d</p> <p> e 避難の指示、勧告（避難地域の状況、避難所の開設状況）</p> <p> f (略)</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 広聴活動等（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広聴活動の実施</p> <p> ア 県</p> <p> (ア) (略)</p> <p> (イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び<u>避難場所</u>に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部署に連絡して適切な処理に努める。</p> <p> (ウ) (略)</p> <p> イ (略)</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準（県厚生部）</p> <p> 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。</p>	<p>放送、<u>緊急速報メール（エリアメール）</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。<u>また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため公共情報コモンズの活用を検討する。</u></p> <p>e 避難の指示、勧告（避難地域の状況、<u>緊急避難所及び避難所の開設状況</u>）</p> <p>(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び<u>避難所</u>に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部署に連絡して適切な処理に努める。</p> <p><u>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u></p> <p><u>この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p> <p>1 災害救助法の適用基準（<u>県知事政策局、県厚生部</u>）</p> <p> 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。</p>	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>担当部局の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする<u>厚生労働省令</u>で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 災害救助法の適用手続（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、<u>厚生労働省</u>に情報提供する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 救助実施体制</p> <p>1 災害救助の実施機関及び市町村の役割（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助法<u>第30条</u>第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。（以下「救助の委任」という。）。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令<u>第23条</u>第1項）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 物資や土地の収用等にかかる<u>法第24条</u>から<u>第27条</u>までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部）</p> <p>(1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）</p> <p>(2) <u>厚生労働大臣</u>が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする<u>内閣府令</u>で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 災害救助法の適用手続（<u>県知事政策局</u>、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、<u>内閣府</u>に情報提供する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(2) 災害救助法<u>第13条</u>第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。（以下「救助の委任」という。）。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令<u>第17条</u>第1項）</p> <p>(4) 物資や土地の収用等にかかる<u>災害救助法第7条</u>から<u>第10条</u>までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。</p> <p>(1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）</p> <p>(2) <u>内閣総理大臣</u>が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p>	<p>政令の所管省庁の変更に伴う修正 担当部局の修正</p> <p>所管省庁の変更に伴う修正</p> <p>法改正に伴う条項ずれ</p> <p>同上</p> <p>所管大臣の変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
救 助 の 種 類	実 施 期 間	救 助 の 種 類	実 施 期 間	
(略)		(略)		
<p>※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第9条第2項） また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。</p>		<p>※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。</p>		条項ずれに伴う修正
<p>災害救助法による応急救助の実施概念図</p>				
<p>「地方厚生局」 → 削除 「国（厚生労働省）」 → 「国（内閣府）」</p>				
所管省庁の変更に伴う修正				

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第4節 広域応援要請 第1 相互協力</p> <p>災害時の応援協力体制（災害対策基本法）</p> <p>1 県の応援要請（県知事政策局） (1)～(2) 略 (3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請 ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則第2第2項に規定する特定独立行政法人に限る。）</p>	<p>「(避難の勧告・指示事務の代行) § 60 ⑤」 → 「(避難の勧告・指示事務の代行) § 60 ⑥」</p> <p>ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2第2項に規定する特定独立行政法人に限る。）</p>	<p>条項ずれに伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<p>以下この節について同じ。）に対する職員派要請</p> <p>イ（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県知事政策局、市町村、各関係機関）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 災害派遣の活動内容</p> <table border="1" data-bbox="188 475 1016 794"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td><u>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」</u>（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3（略）</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県知事政策局、県厚生部）</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）<u>及び</u>医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>(2) 広域医療搬送</p> <p>県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、<u>広域医療搬送拠点</u>において臨時医療施設（SCU）を設置する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	区分	活動内容	(略)		給食及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。	(略)		<p>以下この節について同じ。）に対する職員派要請</p> <table border="1" data-bbox="1088 475 1917 794"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td><u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」</u>（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県知事政策局、県厚生部）</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>医療救護班及び精神科医療救護班等</u>の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>(2) 広域医療搬送</p> <p>県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、<u>富山空港</u>に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、<u>富山空港消防除雪車庫</u>において臨時医療施設（SCU）を設置する。</p> <p><u>5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）</u></p>	区分	活動内容	(略)		<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。	(略)		<p>省令の題名の改正に伴う修正</p> <p>精神科医療救護班の追加</p>
区分	活動内容																					
(略)																						
給食及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																					
救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。																					
(略)																						
区分	活動内容																					
(略)																						
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																					
救援物資の無償貸付又は譲与	<u>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」</u> （昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。																					
(略)																						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第5節 救助・救急活動</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 消防応援要請</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消防庁の対応 (中略)</p> <p>また、二以上の県に及ぶ大規模災害又は毒性物質等による極めて特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。</p> <p>なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第6節 医療救護活動</p> <p>第1 連絡体制</p> <p>1 連絡系統（県厚生部） <図：災害時における医療救護活動指揮連絡系統></p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第8 被災地における保健医療の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村） <u>(追加)</u></p>	<p><u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</u></p> <p><u>知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。</u></p> <p>また、<u>東海地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。</u></p> <p>なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。</p> <p><図：災害時における医療救護活動指揮連絡系統> <u>「地域災害医療センター」→「地域災害拠点病院」</u> <u>「社会保険高岡病院」→「地域医療機能推進機構 高岡ふしき病院」</u></p> <p><u>(1) 県は、災害時厚生センター活動マニュアルに基づいて、平常時か</u></p>	<p>国交省防災業務計画の見直しに伴う修正</p> <p>消防組織法等の改正に伴う修正</p> <p>用語、名称の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(1)</u> 県及び市町村は、「<u>災害時の保健活動マニュアル（改訂版）</u>」（平成21年3月）に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。</p> <p>なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。</p> <p><u>(2)</u> 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>3</u> 情報の収集・整理・提供（県厚生部） 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。</p> <p>第9 精神保健医療体制 1 (略) 2 公立病院を中心とする精神科医療救護班の編成（県厚生部） (1) 県災害対策本部健康班（健康課）の要請により、公立をはじめとする精神科病院は精神科医療救護班（<u>心のケアチーム等</u>）を編成する。</p> <p>また、精神科医療救護班が行う厚生センター・保健所、避難場所、災害現場等における救急をはじめとする治療や転院等に対応し、後方病院との連携を図るための体制を整える。</p>	<p><u>ら災害時に備えた体制整備を行うとともに、厚生センターが把握している要配慮者に対する支援体制を整えておく。</u></p> <p><u>(2)</u> 県及び市町村は、<u>災害時の保健活動マニュアル</u>に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。</p> <p>なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。</p> <p><u>(3)</u> 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。</p> <p><u>3 防疫活動</u></p> <p><u>(1)</u> 県は、<u>富山県感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握する。</u></p> <p><u>(2)</u> 県は、<u>避難所を管轄する関係機関と連携し、避難所生活における感染管理上のリスクアセスメントを行う。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>入院勧告を必要とする患者が発生した場合、感染症指定医療機関への移送を調整する。</u></p> <p><u>4 情報の収集・整理・提供（県厚生部）</u></p> <p><u>(1)</u> 県は、<u>平常時から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病患者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。</u></p> <p><u>(2)</u> 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。</p> <p>(1) 県災害対策本部健康班（健康課）の要請により、公立をはじめとする精神科病院は精神科医療救護班（<u>災害派遣精神医療チーム（D PAT）等</u>）を編成する。</p>	<p></p> <p>防疫活動の項目の追加</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(2) (略)</p> <p>第7節 消火活動 第1～第2 (略) 第3 消防機関の活動 1 (略) 2 消防団の活動（市町村） (1)～(4) (略) (5) 避難方向の指示 避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</p> <p>第8節 避難活動 第1 避難の勧告、指示等及び誘導 1～2 (略) 3 避難誘導（県警察本部、市町村） (1) 市町村 避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。 (2) 消防機関 (略) (3) 警察 市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。 この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。 ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。</p>	<p>避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所及び指定避難所の防護活動を行う。</p> <p>(1) 市町村 避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p>	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>イ <u>避難場所</u>においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、<u>避難場所</u>の秩序維持に努める。</p> <p>ウ <u>避難場所</u>の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、<u>避難場所</u>や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。</p> <p>(4) 自主防災組織 自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>に配慮する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 津波に関する避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難誘導（県警察本部、市町村） 市町村は、避難の勧告又は指示をした場合は、あらかじめ定めた津波避難計画に基づき、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>や観光客等の一時滞在者について配慮する。 また、<u>津波警報</u>が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化をしておくものとする。</p> <p>第3 津波からの避難</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>避難場所</u>の周知（市町村） 避難場所については、津波避難ビル等や高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所」があるが、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。</p>	<p>イ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の秩序維持に努める。</p> <p>ウ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。</p> <p>(4) 自主防災組織 自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦、外国人</u>等の<u>要配慮者</u>に配慮する。</p> <p>市町村は、避難の勧告又は指示をした場合は、あらかじめ定めた津波避難計画に基づき、地元警察署及び消防機関、自主防災組織等との連携協力により、避難誘導を行う。 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦、外国人</u>等の<u>要配慮者</u>や観光客等の一時滞在者について配慮する。 また、<u>津波警報等</u>が発表され、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化をしておくものとする。</p> <p>2 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の周知（市町村） 避難場所については、津波避難ビル等や高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（<u>緊急避難場所</u>）」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所（<u>避難所</u>）」があるが、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。</p>	<p>同上</p> <p>字句の修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>3 徒歩避難の原則（市町村） 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。</p> <p>ただし、各地域において、津波到達時間、<u>避難場所</u>までの距離、<u>災害時要援護者</u>の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討するものとする。</p> <p>4 住民、船舶に求められる津波からの避難等 (1) 住民に求められる津波からの避難等 ア (略) イ 津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。 ウ～カ (略) (2) (略)</p> <p>第4 <u>避難場所</u>、避難道路の運用 1 <u>避難場所</u>の運用（県知事政策局、市町村） 災害時における<u>避難場所</u>の運用は、原則として<u>避難場所</u>所在の市町村が行う。 なお、2以上の市町村にわたって所在する<u>避難場所</u>又は2以上の市町村の被災住民が利用する<u>避難場所</u>の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。 (1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。 ア <u>避難場所</u>の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること エ <u>避難場所</u>の衛生保全に努めること</p>	<p>ただし、各地域において、津波到達時間、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>までの距離、<u>要配慮者</u>の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討するものとする。</p> <p>イ 津波警報等や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。</p> <p>第4 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>避難道路の運用 1 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の運用（県知事政策局、市町村） 災害時における<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の運用は、原則として<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>所在の市町村が行う。 なお、2以上の市町村にわたって所在する<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>又は2以上の市町村の被災住民が利用する<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。 (1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。 ア <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること</p>	<p>字句の修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること</p> <p>カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は避難場所への移動を安全かつ円滑に誘導すること</p> <p>(2) 県は、市町村から避難場所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。</p> <p>2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 避難場所及び周辺道路の交通規制</p> <p>警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。</p> <p>ア 避難場所内及び同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。</p> <p>イ 避難場所周辺の幅員 3.5m 未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 避難所の設置・運営</p> <p>避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。</p> <p>1 避難所の開設（市町村）</p> <p>(1) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p> <p>(3) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。</p> <p>(4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、</p>	<p>エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること</p> <p>オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること</p> <p>カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること</p> <p>(2) 県は、市町村から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。</p> <p>2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制</p> <p>警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所内並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員 3.5m 未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(1) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。</p> <p>(5) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。</p> <p>(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>2 避難所の運営（県知事政策局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、震災時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や災害時要援護者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>3 被災者の他地区への移送（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 市町村</p> <p>ア 被災地区の市町村の避難場所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>2 避難所の運営（県知事政策局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、震災時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、<u>国家公務員宿舎の借上げ</u>等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>ア 被災地区の市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。</p> <p><u>4 運送事業者への要請</u></p> <p><u>県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p><u>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が</u></p>	<p>同上</p> <p>避難所解消にかかる方策の追加</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第6 <u>災害時要援護者</u>の支援</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の<u>災害時要援護者</u>（<u>災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々のことをいう。以下同じ。</u>）は、地震・津波発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、地震・津波発生時に<u>災害時要援護者</u>がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の<u>災害時要援護者</u>と施設入所者では、その支援及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>1 在宅の<u>災害時要援護者</u>対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 在宅の<u>災害時要援護者の安全確保</u></p> <p>ア 被災市町村は、あらかじめ作成した<u>災害時要援護者及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、災害時要援護者の支援及び救護</u>を行う。</p> <p>イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された<u>災害時要援護者</u>の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。</p> <p>ウ 被災市町村は、<u>災害時要援護者</u>の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の<u>災害時要援護者</u>の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の生活支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>市町村は、<u>災害時要援護者</u>が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険施設などを福祉避難所として指定する。</p> <p>市町村は福祉避難所において、<u>災害時要援護者</u>のニーズに対応</p>	<p><u>正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p>第6 <u>要配慮者</u>の支援</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦</u>、外国人等の<u>要配慮者</u>は、地震・津波発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、地震・津波発生時に<u>要配慮者</u>がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の<u>要配慮者</u>と施設入所者では、その支援及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>1 <u>要配慮者</u>対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の支援</u></p> <p>ア 被災市町村は、<u>発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、</u>あらかじめ作成した<u>避難行動要支援者名簿</u>や個別の支援計画を効果的に活用し、<u>避難行動要支援者の避難</u>支援及び<u>迅速な安否確認</u>を行う。</p> <p>イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された<u>避難行動要支援者</u>の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導<u>又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所</u>を行う。</p> <p>ウ 被災市町村は、<u>避難行動要支援者</u>の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、<u>避難行動要支援者</u>の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p><u>被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、介護保険施設、障害者支援施設</u>などを福祉避難所として指定する。</p> <p><u>被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応</u></p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所 被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な<u>高齢者や障害者</u>の社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 被災市町村は、避難所において、被災した<u>災害時要援護者</u>の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。 また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。 (例：見えるラジオ等)</p> <p>エ <u>災害時要援護者</u>の実態調査とサービスの提供 被災市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した<u>災害時要援護者</u>の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>2 社会福祉施設等における<u>災害時要援護者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>3 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者） 県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。 この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により <u>(社)</u> 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。 また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。 (1)～(2) (略)</p>	<p>きるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所 被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な<u>要配慮者</u>の社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 被災市町村は、避難所において、被災した<u>要配慮者</u>の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。 また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。 (例：見えるラジオ等)</p> <p>エ <u>要配慮者</u>の実態調査とサービスの提供 被災市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した<u>要配慮者</u>の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>2 社会福祉施設等における<u>要配慮者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により <u>(一社)</u> 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p>	<p>同上</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第2 (略)</p> <p>第3 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両等の取扱い（県知事政策局、県警察本部、中日本高速道路(株)、富山県道路公社）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急自動車以外の車両</p> <p>道路整備特別措置法施行令第6条の規定に基づく建設省告示(昭和31年建設省告示1695号)による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。</p> <p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 飲料水の供給 (略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 輸送体制（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。</p> <p>県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、(社)富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。</p> <p>また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、早期段階から(社)富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>道路整備特別措置法施行令第11条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。</p> <p>(2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。</p> <p>県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、(一社)富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。</p> <p>また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、早期段階から(一社)富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。</p>	<p>法改正に伴う条項ずれ</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3 物価安定・消費者保護対策</p> <p>1 物価安定対策（県生活環境文化部）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）民間事業者への要請</p> <p>ア 生活必需品</p> <p>県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県食品スーパーマーケット協議会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、<u>(社)</u>富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p> <p>イ 家賃及び家屋修理費</p> <p>県は、家賃については<u>(社)</u>富山県宅地建物取引業協会及び<u>(社)</u>全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、<u>(社)</u>富山県建築組合連合会、<u>(社)</u>富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物の処理</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>市町村は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。</p> <p>県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>(社)</u>富山県産業廃棄物協会及び<u>(社)</u>富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。</p> <p>第3～第5（略）</p> <p>第12節 警備活動</p>	<p>ア 生活必需品</p> <p>県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県食品スーパーマーケット協議会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、<u>(一社)</u>富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p> <p>イ 家賃及び家屋修理費</p> <p>県は、家賃については<u>(公社)</u>富山県宅地建物取引業協会及び<u>(公社)</u>全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、<u>(一社)</u>富山県建築組合連合会、<u>(一社)</u>富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。</p> <p>県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>(一社)</u>富山県産業廃棄物協会及び<u>(一社)</u>富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1 犯罪の予防、取締り</p> <p>1 警ら・警戒活動（県警察本部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難場所</u>、救援拠点施設等に対する警戒活動</p> <p><u>避難場所</u>、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第13節 遺体の捜索、処理及び埋葬 (略)</p> <p>第14節 危険物・毒物等防災対策 (略)</p> <p>第15節 水害・土砂災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害対策</p> <p>1 緊急現地調査（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>本県は、急峻な山地が多く、地震による直接的な斜面崩壊の発生のほか、その後の降雨による土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流、山地災害など）による二次災害が想定される。このため、地震直後には、県及び関係機関が連携して山地の崩壊状況を調査するほか、既存施設の点検を行う。</p> <p>また、県は、市町村、住民等からの崩壊の第一次情報のほか、ヘリコプターによる上空からの調査を実施し水系を一貫した早期の被害状況の概括的な把握に努める。</p> <p>その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整することとし、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うものとする。</p> <p>(1) 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「天然ダム」が発生した場合</p>	<p>(2) <u>避難場所、避難所</u>、救援拠点施設等に対する警戒活動</p> <p><u>避難場所、避難所</u>、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。</p> <p>その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査及び継続的な監視観測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整することとし、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合においては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行うものとし、<u>土砂災害警戒情報を通知及び周知するものとする。</u></p> <p><u>(1) 県の措置（県農林水産部、県土木部）</u></p>	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>土砂災害防止法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考								
<p>(2) 山地水源部で大崩壊の発生が確認又は予想されたとき</p> <p>(3) 斜面崩壊防止施設（地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設）が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合</p> <p>(4) 砂防設備、治山設備、ため池等灌漑施設が崩壊した、又は崩壊のおそれ大きい場合</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山气象台） 県及び富山气象台は、必要に応じ土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p>	<p><u>ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 緊急調査で得られた地すべり被害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 国の措置</u></p> <p><u>ア 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 噴火による降灰等が、河川の勾配が10度以上の流域のおおむね5割以上の土地において、1cm以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ 緊急調査で得られた土砂災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。</u></p> <p><u>(3) 市町村の措置</u></p> <p><u>国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。</u></p> <p><u>4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方气象台）</u></p> <p><u>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方气象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1055 1281 1924 1473"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th colspan="2">発表区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時</td> <td>県東部</td> <td>滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表区分		土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町	<p>同上</p>
種類	発表基準	発表区分								
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町							

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
<p>第16節 海上における災害応急対策（略）</p> <p>第17節 ライフライン施設の応急復旧対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ガス施設</p> <p>1 都市ガス及び簡易ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部）</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 関係機関との連携等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等</p> <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(社)日本ガス協会東海北陸部会及び(社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> <p>(4) 復旧</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 復旧のための体制</p> <p>大地震発生による甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業者では、(社)日本ガス協会東海北陸部会及び(社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。</p> <p>また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。</p> <p>2 LPガス対策（県生活環境文化部、市町村、(社)富山県エルピーガス協会）</p>		<p>県西 部 高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市</p> <p>※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。</p> <p>(3) 関係機関との連携等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等</p> <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは(一社)日本ガス協会東海北陸部会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> <p>(4) 復旧</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 復旧のための体制</p> <p>大地震発生による甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業者では、(一社)日本ガス協会東海北陸部会及び(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。</p> <p>また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。</p> <p>2 LPガス対策（県生活環境文化部、市町村、(一社)富山県エルピーガス協会）</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(1) 災害時広報 県、市町村及び(社)富山県エルピーガス協会は、地震・津波のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。</p> <p>(2) 応急復旧活動 (社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。 ア (略) イ LPガスの安定的な供給 市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。</p> <p>第3～第4 (略) 第5 通信施設 1 (略) 2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関） (1) 公衆通信 西日本電信電話株式会社・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。 ア～エ (略) (2) 専用通信 大地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、道路公団、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。</p> <p>第18節 公共施設等の応急復旧対策 (略) 第19節 応急住宅対策等</p>	<p>(1) 災害時広報 県、市町村及び(一社)富山県エルピーガス協会は、地震・津波のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。</p> <p>(2) 応急復旧活動 (一社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。 ア (略) イ LPガスの安定的な供給 県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。</p> <p>2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ、各防災関係機関） (1) 公衆通信 西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。 ア～エ (略) (2) 専用通信 大地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、中日本高速道路株式会社、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建設の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、<u>厚生労働大臣</u>と協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>なお、高齢者、障害者のために、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 建設工事</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、<u>(社)</u>富山県建設業協会、<u>(社)</u>プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。 (資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)</p> <p>(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、<u>(社)</u>富山県宅地建物取引業協会、<u>(社)</u>全日本不動産協会富山県本部及び<u>(社)</u>全国賃貸住宅経営協会に協力を要請する。</p> <p>(8) 供与の期間</p> <p>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は<u>厚生労働大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。</p>	<p>(4) 建設の規模及び費用</p> <p>1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、<u>内閣総理大臣</u>と協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>なお、高齢者、障害者のために、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。</p> <p>ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、<u>(一社)</u>富山県建設業協会、<u>(一社)</u>プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。</p> <p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、<u>(公社)</u>富山県宅地建物取引業協会、<u>(公社)</u>全日本不動産協会富山県本部及び<u>(公社)</u>全国賃貸住宅経営者協会<u>連合会</u>に協力を要請する。</p> <p>(8) 供与の期間</p> <p>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は<u>内閣総理大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。</p>	<p>所管大臣の変更に伴う修正</p> <p>組織名の変更に伴う修正</p> <p>所管大臣の変更に伴う修正</p>
<p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 修理の時期</p> <p>災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、知事は<u>厚生労働大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。</p>	<p>災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、知事は<u>内閣総理大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。</p>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3 建設資機材等の調達（県土木部、県農林水産部）</p> <p>県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、<u>(社)</u>プレハブ建築協会、<u>(社)</u>富山県建設業協会、<u>(社)</u>富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、不足が生じる場合、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>第4 応急危険度判定活動（県土木部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急危険度判定士への参加要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市及び<u>(社)</u>富山県建築士会、<u>(社)</u>富山県建築士事務所協会を通じて、被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>3 応急危険度判定の方法</p> <p>ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（<u>(財)</u>日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき実施する。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第20節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、<u>盲学校</u>、<u>ろう学校</u>、<u>養護学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p> <p>(1) 応急教育計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水、食料及び医薬品等の確保</p> <p>(ア) (略)</p>	<p>県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、<u>(一社)</u>プレハブ建築協会、<u>(一社)</u>富山県建設業協会、<u>(一社)</u>富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、不足が生じる場合、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市及び<u>(公社)</u>富山県建築士会、<u>(一社)</u>富山県建築士事務所協会を通じて、被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。</p> <p>ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（<u>(一財)</u>日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき実施する。</p> <p>第1 応急教育等</p> <p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、<u>特別支援学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>学校教育法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(イ) 食料の確保 <u>特殊教育諸学校</u>においては、<u>災害時要援護者</u>保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 災害時の態勢</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>災害時要援護者</u>への援護 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会） 県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例<u>第11条</u>の規定により、授業料等の減免を行うものとする。 また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第21節 応急公用負担等の実施 (略)</p> <p>第4章 地震・津波災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(3) 利子負担の軽減</u> <u>支払った利息分を規程に基づき本人に返還することにより、借入</u></p>	<p>(イ) 食料の確保 <u>特別支援学校</u>においては、<u>要配慮者</u>保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。</p> <p>(エ) <u>要配慮者</u>への援護</p> <p>3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会） 県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例<u>第10条</u>の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>条例改正に伴う条項ずれ</p> <p>新規貸付の終</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>者の利子負担の軽減を図る制度を県独自で設けている。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県商工労働部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 職業訓練対策</p> <p>職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。<u>また、中小企業者が事業の高付加価値化・新分野展開を行う場合には、県は中小企業人材高度化能力開発給付金制度の活用を指導する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。</p> <p><u>10 罹災証明書発行体制の整備（県、市町村）</u></p> <p><u>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <p><u>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>11 被災者台帳の作成（県、市町村）</u></p> <p><u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><u>また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p><u>12 国有財産の無償借受等（北陸財務局富山財務事務所）</u></p> <p><u>国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町村は国に対し無償借受等の申請を行う。</u></p>	<p>了に伴い削除</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>支援措置の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1 中小企業への融資等（県商工労働部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県信用保証協会の<u>経営安定関連保証（別枠保証）</u>による信用補完 ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者 [災害の影響後1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比20%以上減少すると見込まれるもの] （中小企業信用保険法第2条<u>第3項</u>の経営安定関連保証（別枠保証）） [上記ア、イによる措置内容] <u>通常限度額 2億8千万円 → 災害関係保証等の別枠含む限度額 5億6千万円</u></p> <p>(3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 中小企業高度化資金による対応 <u>災害復旧高度化事業</u> 既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの (ア) 貸付割合 90%以内（無利子） (イ) 期間 20年（うち据置3年）以内</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（<u>郵便事業株式会社、郵便局株式会社</u>）</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>第1 (略)</p>	<p>(2) 県信用保証協会の<u>別枠保証</u>による信用補完 ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者 [災害の影響後1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比20%以上減少すると見込まれるもの] （中小企業信用保険法第2条<u>第5項</u>の経営安定関連保証（別枠保証）） [上記ア、イによる措置内容] <u>一般保証限度額 2億8,000万円＋特別保証限度額 2億8,000万円</u></p> <p>(3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度 株式会社日本政策金融公庫、<u>株式会社</u>商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。</p> <p>(5) 中小企業高度化資金による対応 <u>災害復旧貸付</u></p> <p>第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（<u>日本郵便株式会社</u>）</p>	<p>字句修正</p> <p>措置内容の見直しに伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第2 特別財政援助額の交付手続等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成（県商工労働部）</p> <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） <u>中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保限度額の別途設定（普通保険の場合、2億8,000万円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。</u>なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 公共土木施設の災害復旧計画 (略)</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） <u>激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例により、付保限度額の別枠設定（2億8,000万円）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険70%→80%）の特例措置が行われる。</u>なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p>	<p>特例措置の変更に伴う修正</p>